

II. 大都市特有の財政需要

指定都市における人口や産業の集積性、高次の都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などにより、大都市特有の財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題や大都市特例事務に対応するため、大都市特有の財政需要が生じている。

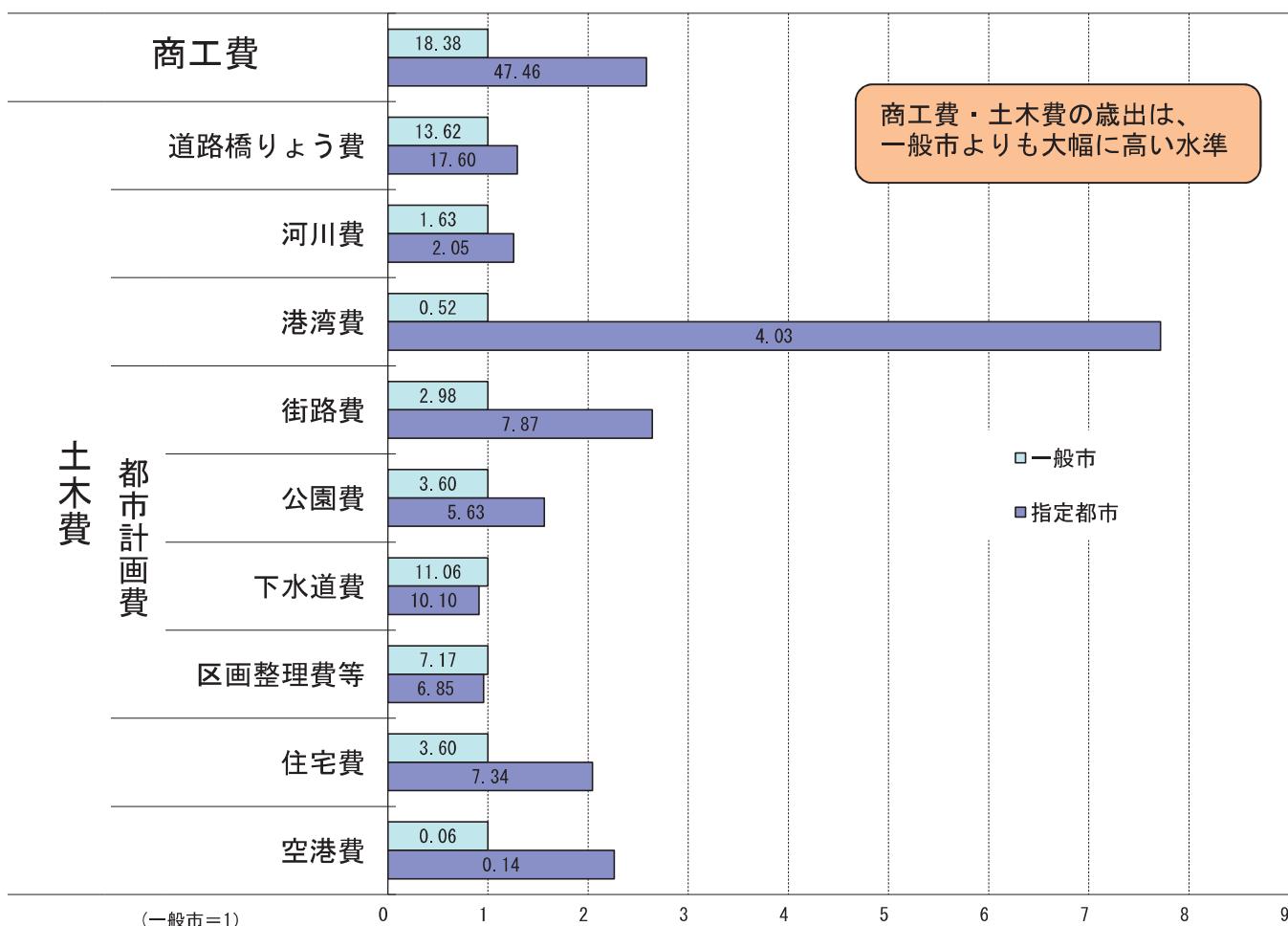
(1) 集積性・高次性・中枢性に起因する財政需要

① 法人需要や都市インフラ需要を量と質で支える大都市財政

指定都市における人口や産業の集積性、高次の都市機能や産業の高度化、都市圏における中枢性は、活発な経済活動を伴う法人需要や、過密な空間利用・交通混雑などの都市的インフラ需要を発生させ、その対応のために、企業活動支援、道路、交通機関、公園、港湾、住宅などについての高水準の整備が必要となっている。

その結果、指定都市の商工費や土木費、交通事業会計に対する繰出金は一般市よりも大幅に高い水準となっている。また、指定都市では地価・物価が相対的に高いことから、これらのインフラの整備費、維持費についても相対的に高コストとなる。

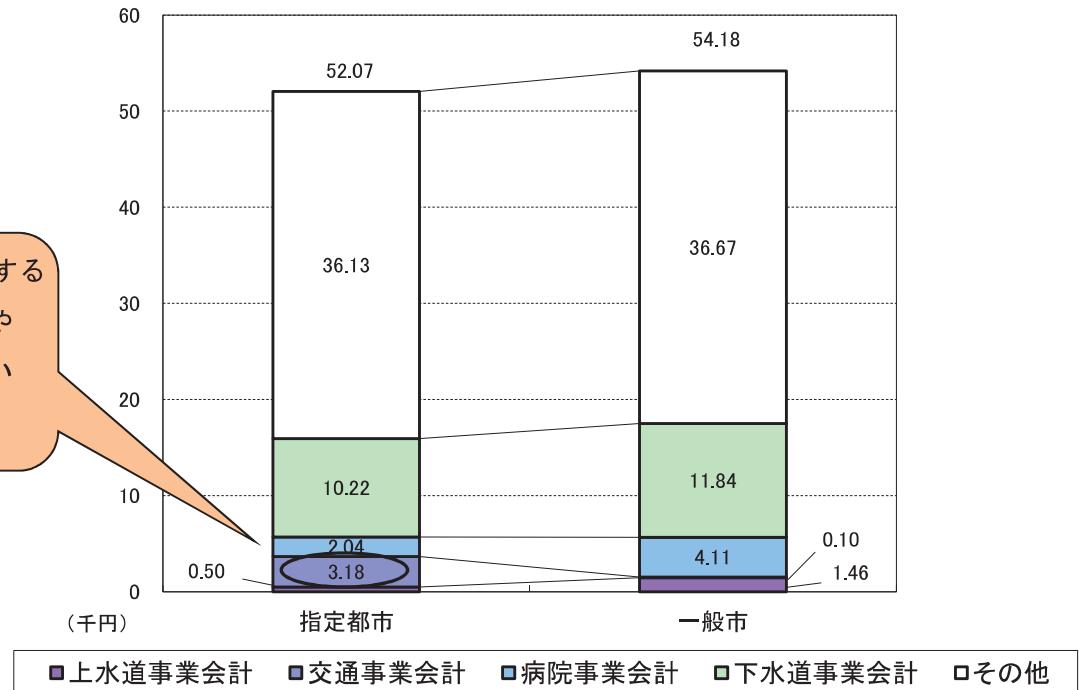
【法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（人口一人当たり歳出額 千円）】



*令和2年度市町村別決算状況調

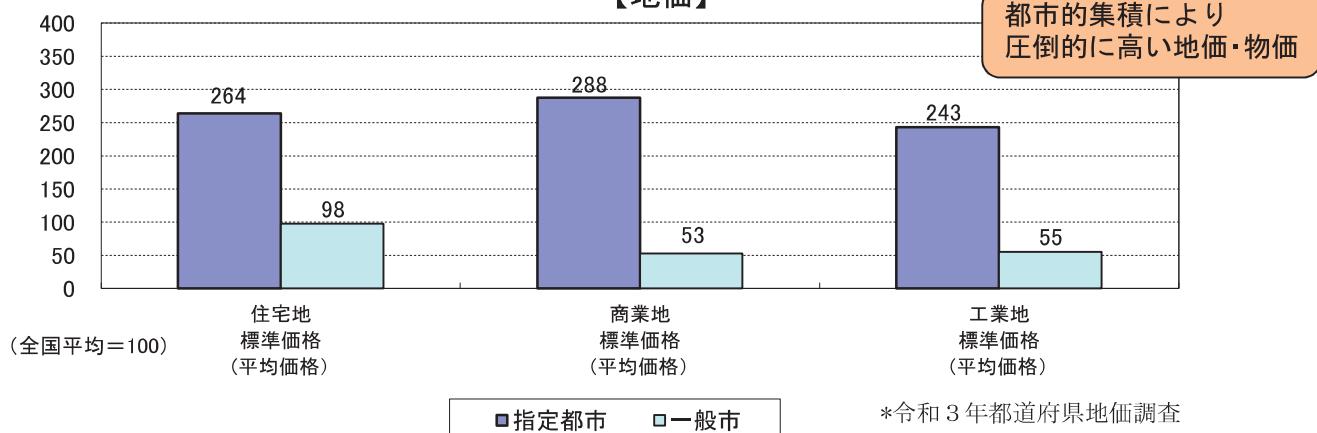
【公営企業等に対する繰出金（人口一人当たり）】

都市の中核性に対応する
都市交通の基盤整備や
維持管理のための高い
財政負担

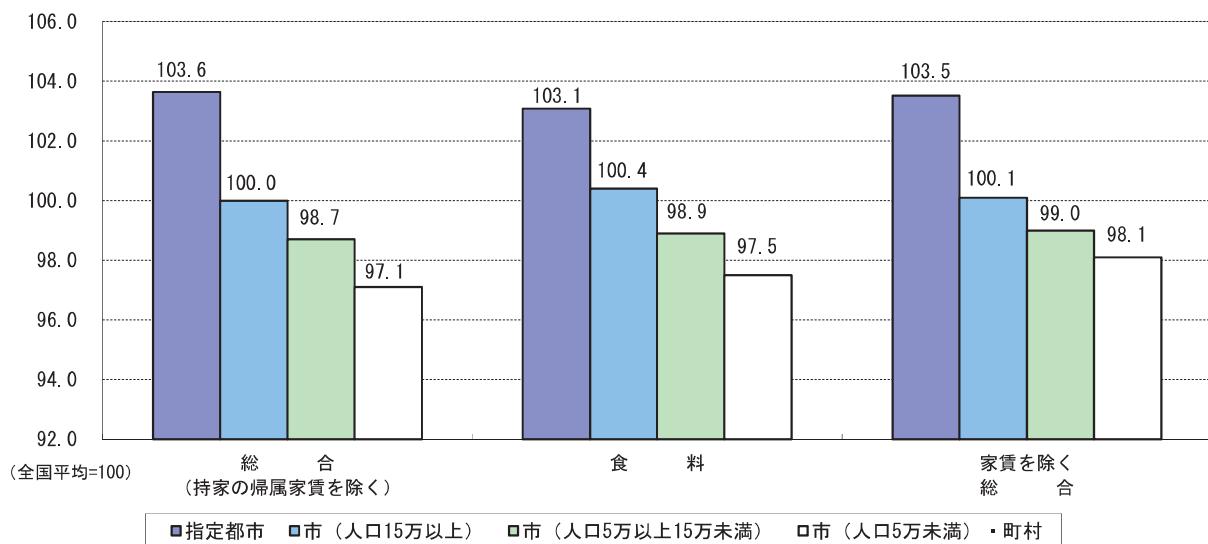


*令和2年度市町村別決算状況調

【地価】



【物価】

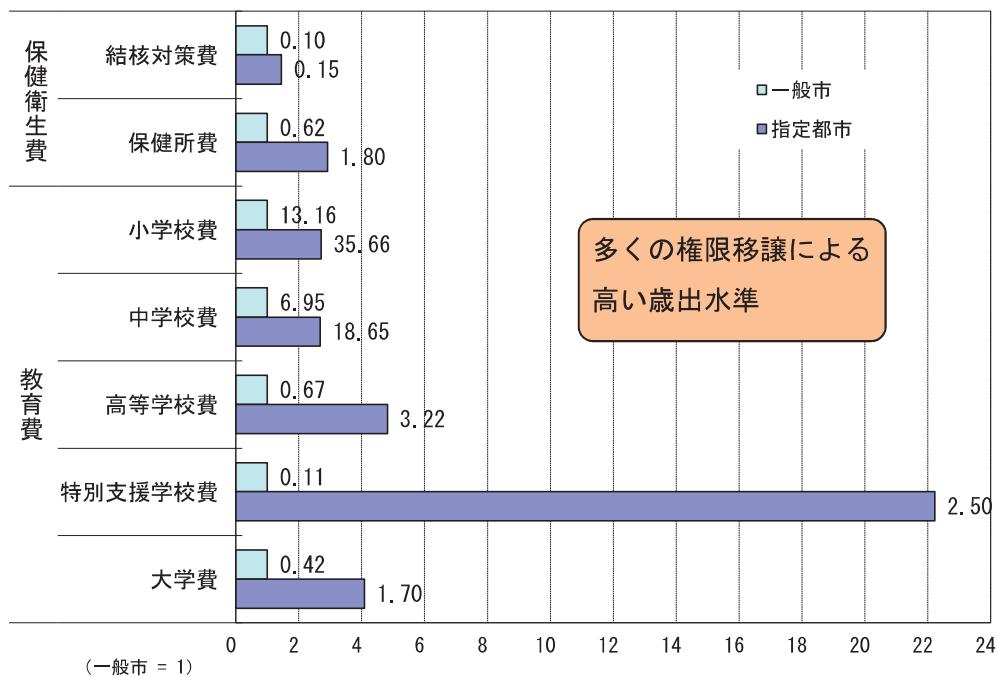


*平成21年平均消費者物価地域差

②道府県並みの事務を担う大都市財政

集積性・高次性・中枢性を担う指定都市は、大都市特例事務を含む道府県並みの事務を多く担っている。その結果、保健衛生関係費、教育関係費が、一般市のレベルよりも突出して高くなっている。

【保健衛生、教育への支出（人口一人当たり歳出額 千円）】



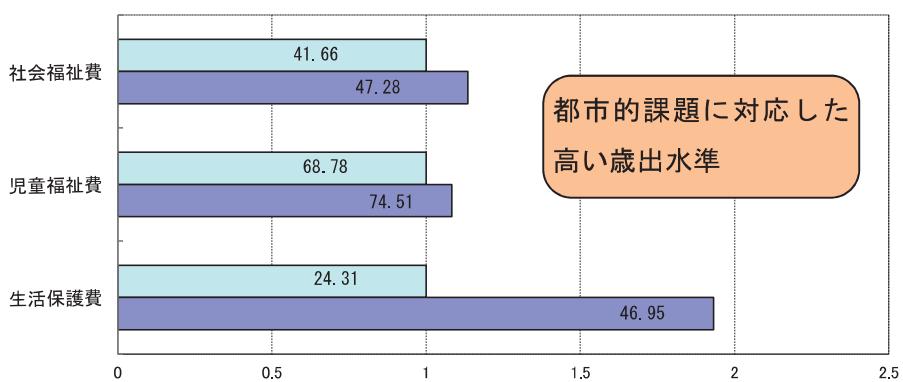
*令和2年度市町村別決算状況調

（2）都市的課題に対応する財政需要

○安全・安心、福祉など多様な課題に対応する大都市財政

市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護、ホームレスなどの都市的課題に対応するため、指定都市はより多くの支出を行っている。社会福祉費、児童福祉費、生活保護費などの福祉関係の支出も一般市のレベルより高く、中でも生活保護費については約2倍の支出となっている。このように、都市的課題に対応する分についても、大都市特有の財政需要として支出増につながっている。

【福祉サービス・公的扶助に対応する支出（人口一人当たり歳出額 千円）】



*令和2年度市町村別決算状況調

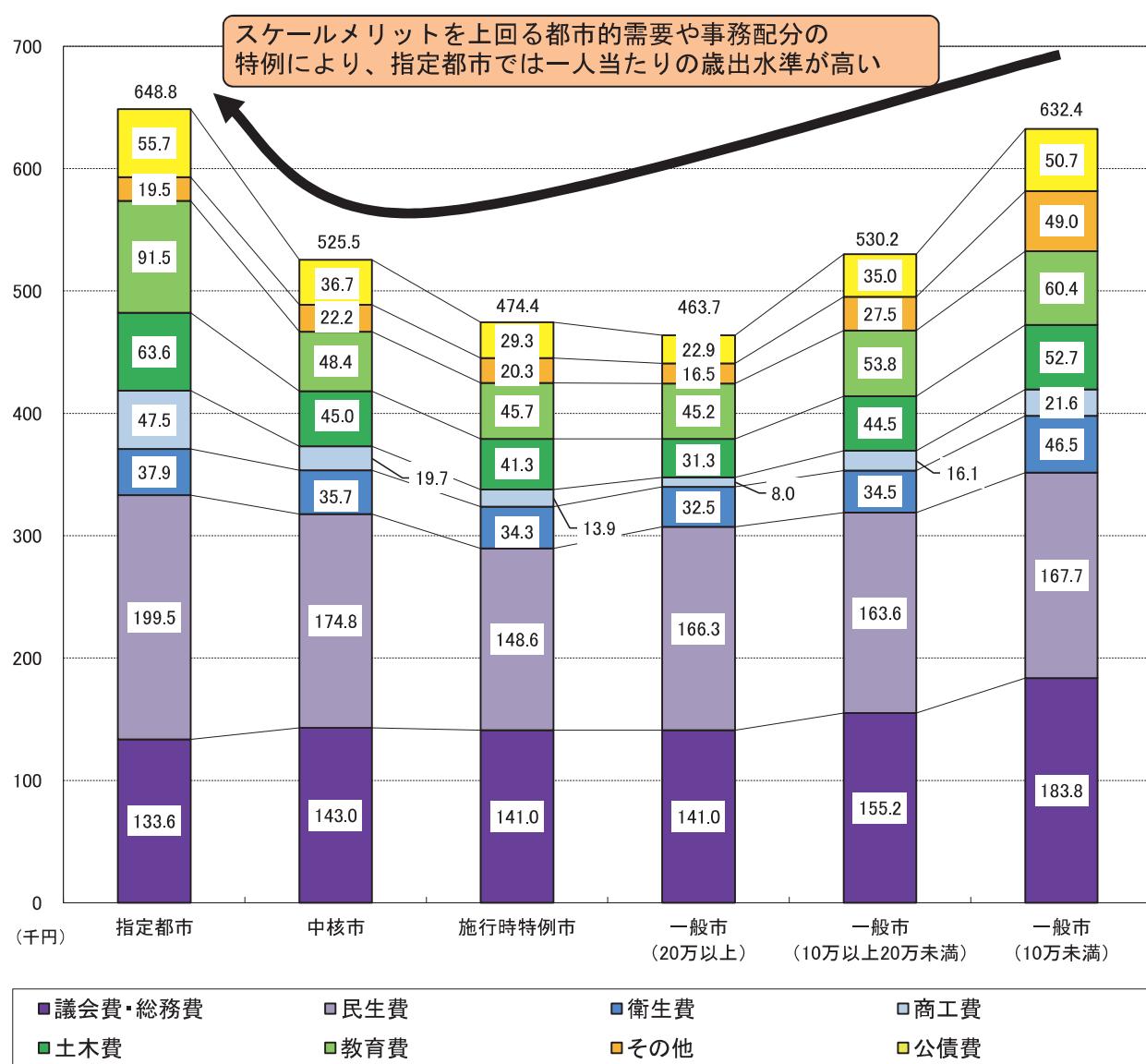
III. 厳しい大都市の財政状況

大都市としての集積性・高次性・中枢性や都市的課題の存在を背景として、様々な形で大都市特有の財政需要が生じており歳出増の要因になっている。しかし、これに対応した税財政制度が確立していないために必要な歳入が確保されず、また、インフラ整備のためなどに多額の起債をせざるを得ないので債務残高が膨れ、大都市は全国と比較して厳しい財政状況にある。

①大都市特有の財政需要による高い歳出水準

一般市では、都市の規模が大きくなるに従い、スケールメリットにより人口一人当たり歳出額が小さくなる傾向にある。しかし、指定都市は、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応に要する土木費や民生費などの大都市特有の財政需要のほか、道府県から移譲されている特例事務があることから、人口一人当たり歳出額は大きくなる。

【都市規模に対応した歳出構造（人口一人当たり歳出額 千円）】

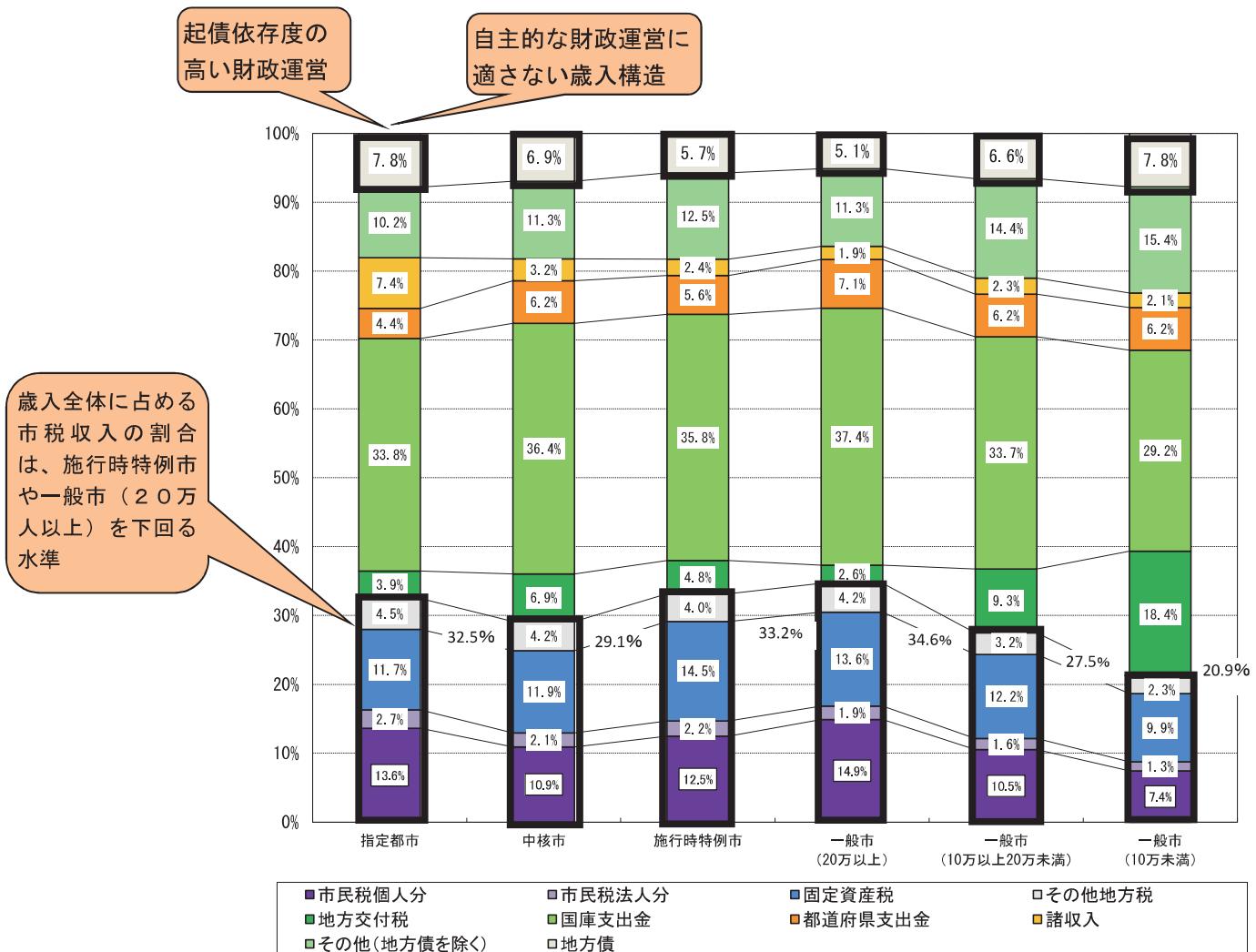


*令和2年度市町村別決算状況調

② 税収の割合が低く、多額の起債が必要になる歳入構造

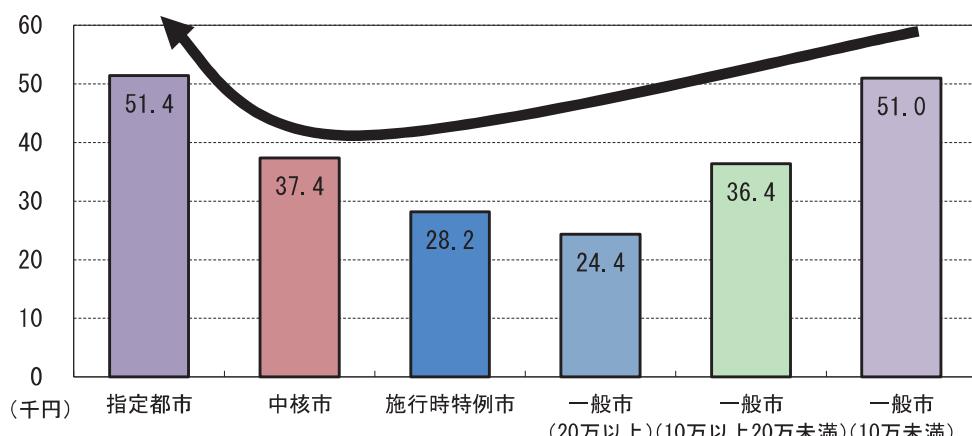
指定都市においては、歳入全体に占める市税収入の割合が、施行時特例市や一般市（20万人以上）を下回る水準であり、大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、地方債等への依存度が高く、自主的な財政運営に適した歳入構造となっていない。

【都市規模に対応した歳入構造（歳入額の構成比）】



*令和2年度市町村別決算状況調

【人口一人当たり起債額】



*令和2年度市町村別決算状況調

③大都市特例事務に係る税制上の措置不足

道府県から権限移譲された大都市特例事務の財政負担については、歳出に見合うだけの歳入が税制上は措置されていない。

【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】



道府県に代わって負担している
大都市特例事務に係る経費
(特例経費一般財源等所要額)
注 県費負担教職員の給与負担に
係る経費を含まない。

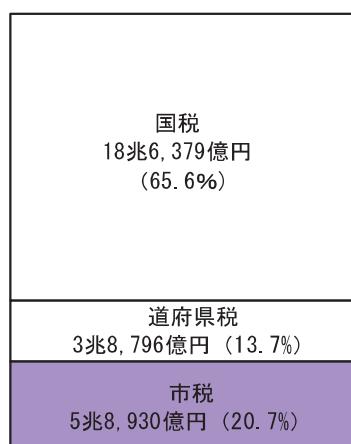
③ 配分割合の低い市域内税収*

全国における市町村税の配分割合は 19.2% と低い水準となっており、平成 29 年度に道府県から教職員の給与負担に係る経費分の税源移譲がなされた指定都市においても、20.7% となお低い配分割合にとどまっている。

*国税・道府県税については、税務署統計資料等から各種指標を用い按分するなどして試算した推計値

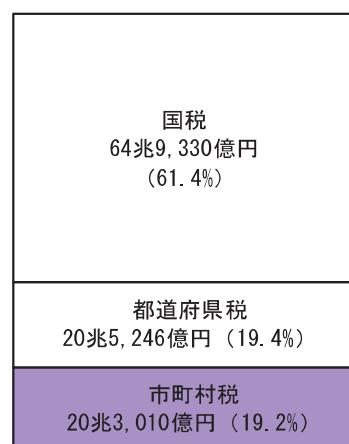
【指定都市域内税収の配分状況】

計 28 兆 4, 105 億円



指定都市

計 105 兆 7,586 億円



全国

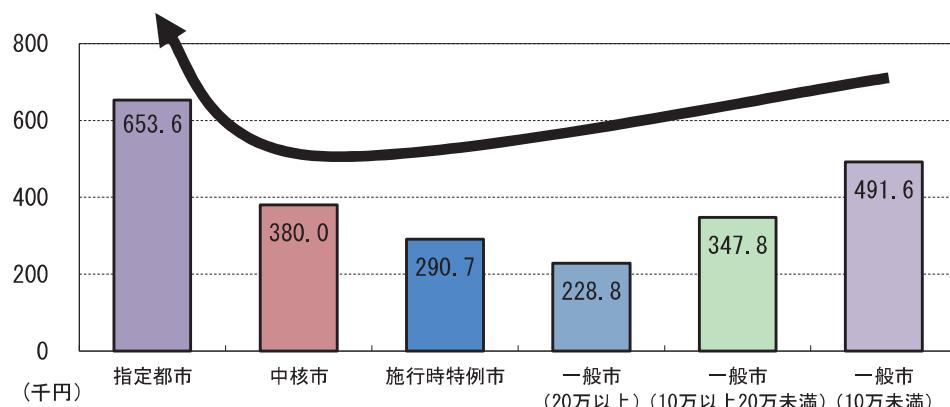
注 県費負担教職員の給与負担に係る経費に対する
道府県から指定都市への税源移譲相当額
(交付税) については市税に含まれている。

*令和 2 年度決算

⑤大都市における財政状況の悪化

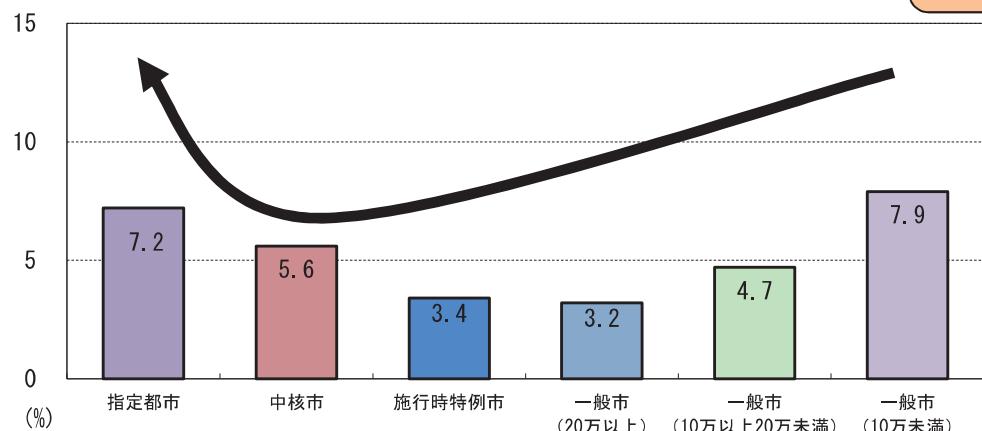
指定都市では、多額のインフラの整備費が必要であることから、人口一人当たり地方債現在高が突出して高く、地方債償還額も大きくなるため実質公債費比率も高い水準にある。更に、指定都市では大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率が高いなど厳しい財政状況となっている。

【人口一人当たり地方債現在高】

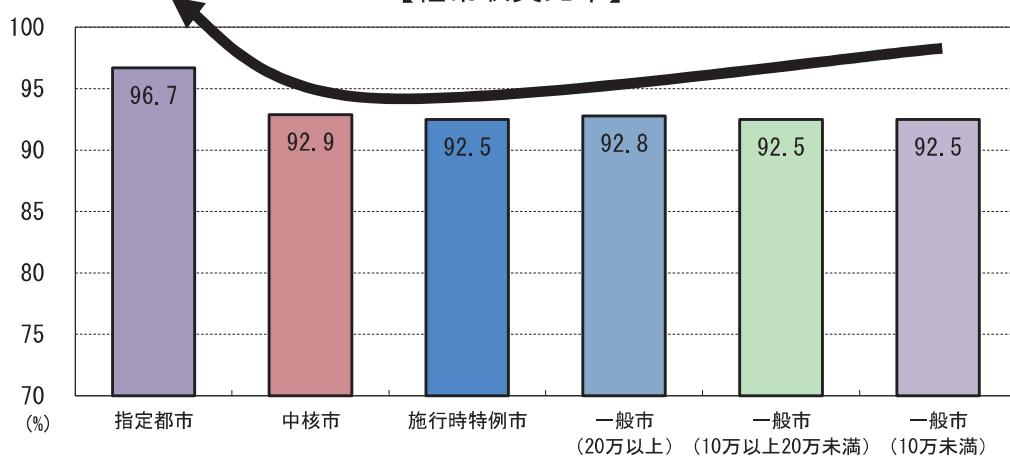


厳しい
財政状況

【実質公債費比率】



【経常収支比率】



*令和2年度市町村別決算状況調